

平成 29 年 8 月 7 日

平成 29 年第 2 回

水戸市国民健康保険運営協議会

(資 料)

水戸市保健福祉部国保年金課

## 目 次

	ページ
○ 水戸市国民健康保険運営協議会委員名簿	1
○ 国民健康保険運営協議会の設置について	2
○ 報告第1号 水戸市国民健康保険の状況について	
1 事業の年度別推移について	4
(1) 国保世帯数及び被保険者数	5
(2) 国保会計の年度別収支（決算）	6
(3) 保険給付費	7
(4) 1人当たり費用額	8
(5) 国保税の収納率	9
(6) 国保税の調定額及び収納額	10
(7) 1世帯及び1人当たりの調定額（現年度）及び収納額	11
(8) 国保税の賦課状況	12
(9) 国保税の税率改正の推移	12
(10) 特定健診及び特定保健指導の実施状況	13
(11) 減免措置の状況	13
(12) 東日本大震災による減免措置の状況	14
2 平成28年度国民健康保険会計決算見込及び平成29年度予算	14
[参考資料]	
県内市の国民健康保険の状況	16
3 国保会計収支改善の取組状況	19
(1) 医療費の適正化について	20
(2) 国保税収納率の向上について	22
○ 報告第2号 国保制度改革について	22
○ 報告第3号 水戸市国民健康保険データヘルス計画及び水戸市国民健康 保険第3期特定健康診査等実施計画について	23

# 水戸市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成29年7月20日現在

区 分	氏 名	推 薦(出身)団体等	任 期
被保険者を代表する委員	園 部 優	水戸農業協同組合	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
	井上 営子	水戸市地域女性団体連絡会	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
	齋藤 盛啓	水戸市青色申告会	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
	岩間 秀男	水戸市住みよいまちづくり 推進協議会	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	皆川 憲弘	水戸市医師会	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
	原 毅	水戸市医師会	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
	松崎 浩成	水戸市歯科医師会	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
	奥田 猛	水戸薬剤師会	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
公益を代表する委員	袴塚 孝雄	水戸市議会	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
	田中 真己	水戸市議会	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
	矢田部 秀夫	水戸市民生委員児童委員 連合協議会	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
	澤 則子	学識経験者	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日
被用者保険等保険者を 代表する委員	鈴木 俊彦	常陽銀行健康保険組合	平成29年7月20日～ 平成31年6月19日
	小森 大成	全国健康保険協会茨城支部	平成29年6月20日～ 平成31年6月19日

\* 委員定数14人 任期 2年

## 国民健康保険運営協議会の設置について

### 《関係法令等抜粋》

#### ○国民健康保険法

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

#### ○国民健康保険法施行令

(国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 国民健康保険運営協議会(第5条第1項及び附則第1条の2において「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

附 則

(協議会を組織する委員の特例)

第1条の2 協議会は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に、法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

#### ○水戸市国民健康保険条例

(委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員 4人

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人

(3) 公益を代表する委員 4人

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

## ○水戸市国民健康保険規則

(所掌事項)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 一部負担金の減免に関する事項
- (3) 保険税の賦課方法に関する事項
- (4) 保険税の減免に関する事項
- (5) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (6) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会議は、条例第2条各号に掲げる委員の各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第5条 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部国保年金課において行う。

(会議録)

第7条 議長は、会議録を作成し、会議に出席した2人の委員とともに署名しなければならない。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

報告第1号 水戸市国民健康保険の状況について

1 事業の年度別推移について（平成28年度は見込み）

(1) 国保世帯数及び被保険者数

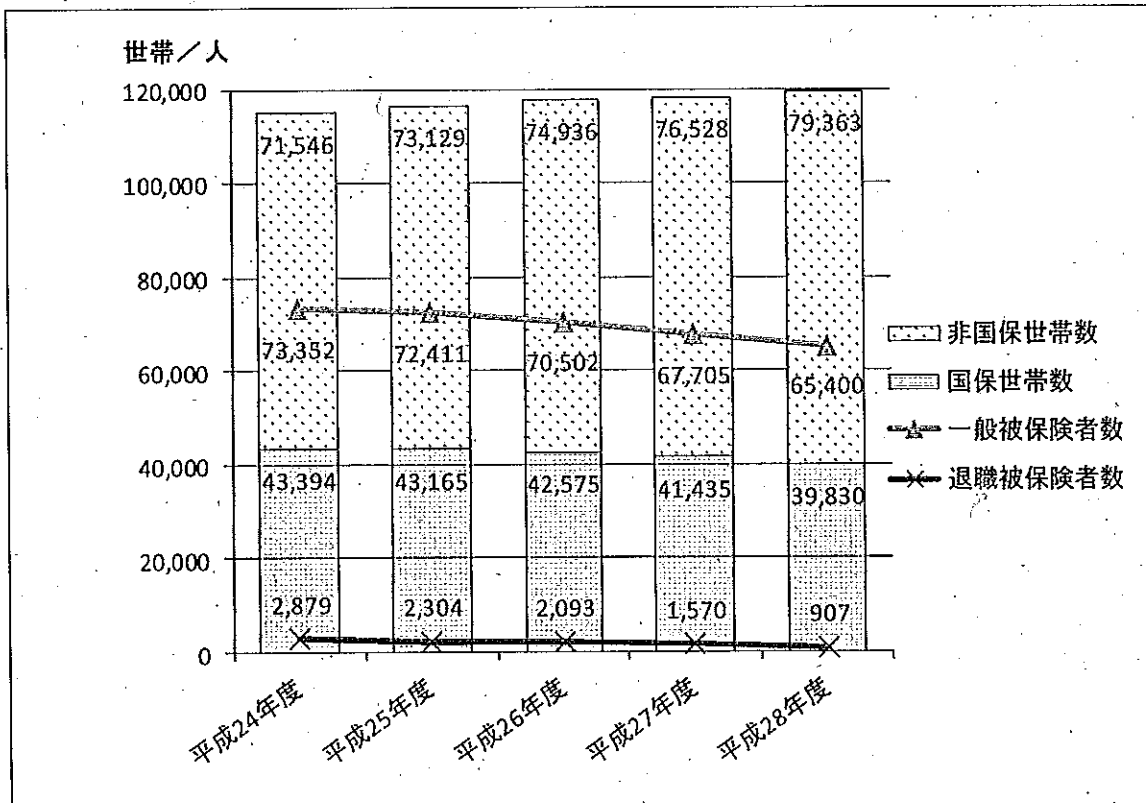
（各年度末現在）

年 度	総 数		国民健康保険				加入割合	
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一般被保 険者数 (人)	退職被保 険者等数 (人)	合計 (人)	世帯数 (%)	被保険者 数 (%)
平成24年度	114,940	269,636	43,394	73,352	2,879	76,231	37.8	28.3
平成25年度	116,294	270,291	43,165	72,411	2,304	74,715	37.1	27.6
平成26年度	117,511	270,540	42,575	70,502	2,093	72,595	36.2	26.8
平成27年度	117,963	270,568	41,435	67,705	1,570	69,275	35.1	25.6
平成28年度	119,193	270,376	39,830	64,493	907	65,400	33.4	24.2

※ 退職被保険者等：被保険者のうち、厚生年金や共済年金などの被用者年金制度の老齢（退職）年金を受給している者及びその被扶養者をいう。診療時の一部負担金、保険税額は、一般被保険者と同じであるが、給付費は職域の健康保険などからの拠出金が財源となる。

昭和59年の制度改正により退職者医療制度が創設されたが、平成27年度より段階的終了となる。

【グラフ1：国保世帯数、被保険者数の推移】



## (2) 国保会計の年度別収支

(単位:千円)

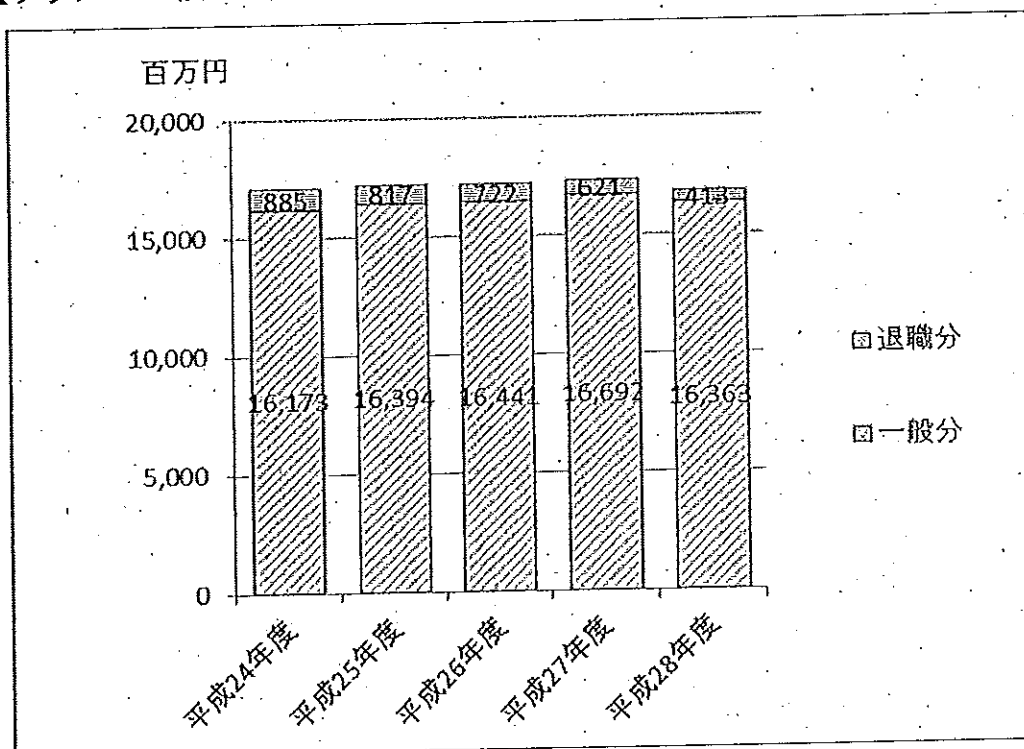
年度	歳入計 ①	歳出計 ②	差引額 (①-②)③	前年度 実質収支 ④	単年度 収支 (③-④)⑤	国庫負担金等 の精算 ⑥	赤字解消 繰入金 ⑦	実質的な 単年度収支 (⑤+⑥-⑦)
平成24年度	26,560,190	28,619,667	△2,059,477	△2,399,022	339,545	△404,484	778,096	△843,035
平成25年度	27,700,531	28,331,570	△631,039	△2,059,477	1,428,438	△237,297	1,097,654	93,487
平成26年度	27,264,840	26,864,138	400,702	△631,039	1,031,741	△218,272	930,470	△117,001
平成27年度	31,064,313	30,550,723	513,590	400,702	112,888	△158,579	507,922	△553,613
平成28年度	30,343,350	29,661,119	682,231	513,590	168,641	△205,450	-	△36,809

(3) 保険給付費

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保険給付費	17,057,808	17,210,983	17,163,506	17,313,128	16,776,321
一般被保険者分	16,172,837	16,393,807	16,441,491	16,691,727	16,363,327
療養給付費	14,215,407	14,345,258	14,424,420	14,567,119	14,170,570
療養費	169,902	154,518	155,608	140,111	135,850
審査支払手数料	56,875	56,759	53,112	51,182	55,380
出産育児一時金	172,288	171,920	143,182	154,467	125,279
葬祭費	17,850	17,250	17,050	19,100	18,200
精神障害者医療手当金	0	0	0	0	0
高額療養費	1,539,620	1,647,559	1,646,854	1,759,708	1,855,635
高額介護合算療養費	895	542	1,256	40	2,379
移送費	0	0	9	0	34
退職被保険者等分	884,971	817,176	722,015	621,401	412,994
療養給付費	770,123	704,041	621,082	533,001	350,527
療養費	7,150	7,301	5,535	5,209	3,318
高額療養費	107,696	105,794	95,396	83,191	58,757
高額介護合算療養費	2	40	2	0	392
移送費	0	0	0	0	0
前年比	101.77%	100.90%	99.72%	100.87%	96.90%

【グラフ2：一般・退職別保険給付費の推移】





(4) 1人当たりの年間医療費等

ア 一般被保険者分

(単位：円)

年度	入院	入院外	歯科	調剤	その他	計
平成24年度	89,686	100,234	20,366	47,482	5,067	262,835
平成25年度	90,837	102,133	20,768	49,987	4,981	268,705
平成26年度	93,665	101,935	21,114	53,703	5,045	275,461
平成27年度	93,626	101,257	21,575	65,583	4,957	286,998
平成28年度	98,569	103,703	21,978	62,795	5,175	292,219

※その他 「食事療養・生活療養，訪問看護，療養費等」

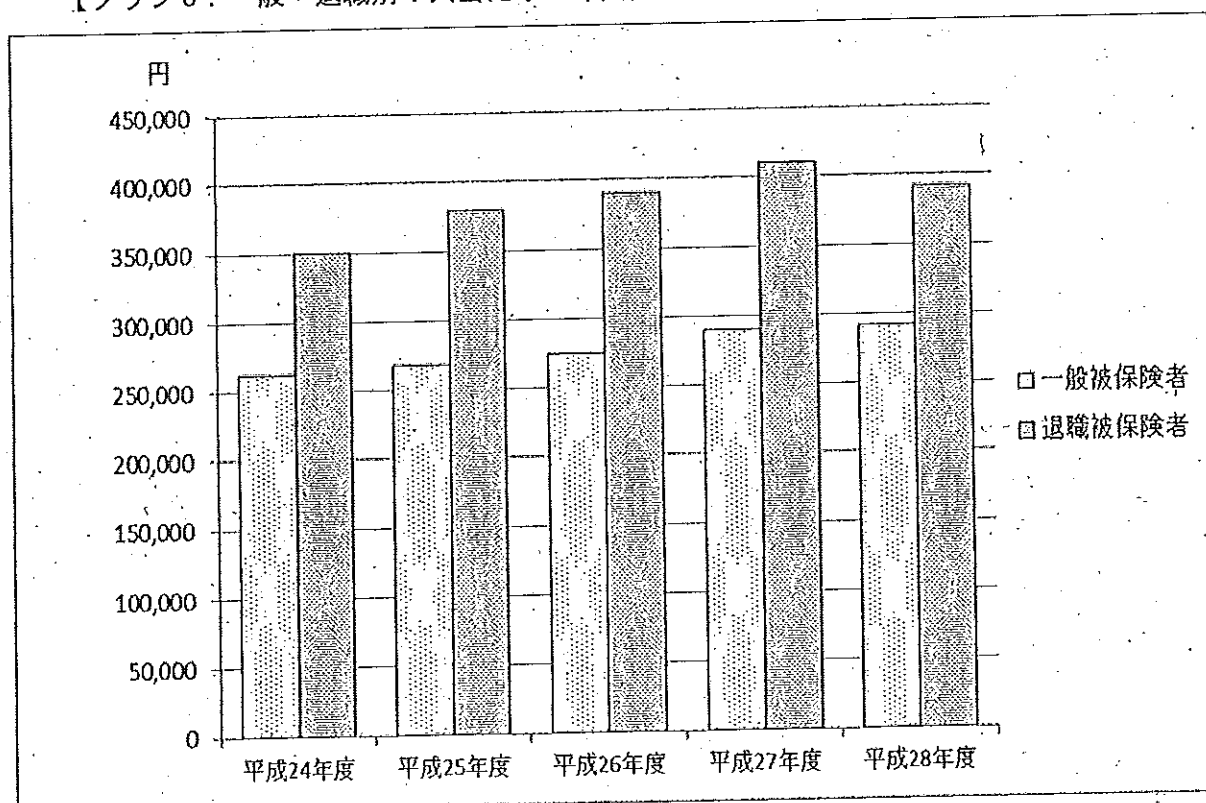
イ 退職被保険者分

(単位：円)

年度	入院	入院外	歯科	調剤	その他	計
平成24年度	108,989	143,042	29,959	64,337	4,605	350,932
平成25年度	125,913	157,884	26,925	63,652	5,320	379,694
平成26年度	129,604	154,925	27,458	72,341	6,370	390,699
平成27年度	133,332	152,196	29,590	85,442	10,131	410,691
平成28年度	139,217	136,936	27,534	78,272	10,806	392,766

※その他 「食事療養・生活療養，訪問看護，療養費等」

【グラフ3：一般・退職別1人当たりの年間医療費等の推移】

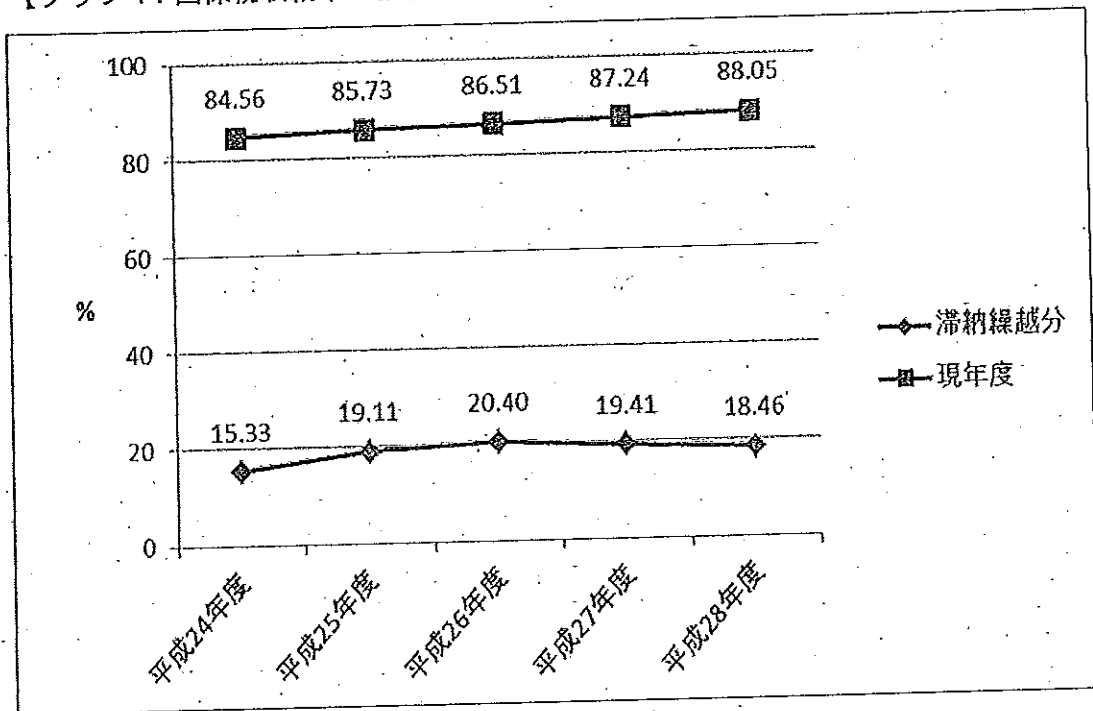


(5) 国保税の収納率

(単位：%)

年度	現年度	滞納繰越分	合計
平成24年度	84.56	15.33	55.19
平成25年度	85.73	19.11	60.02
平成26年度	86.51	20.40	61.92
平成27年度	87.24	19.41	62.99
平成28年度	88.05	18.46	64.46

【グラフ4：国保税収納率の推移】

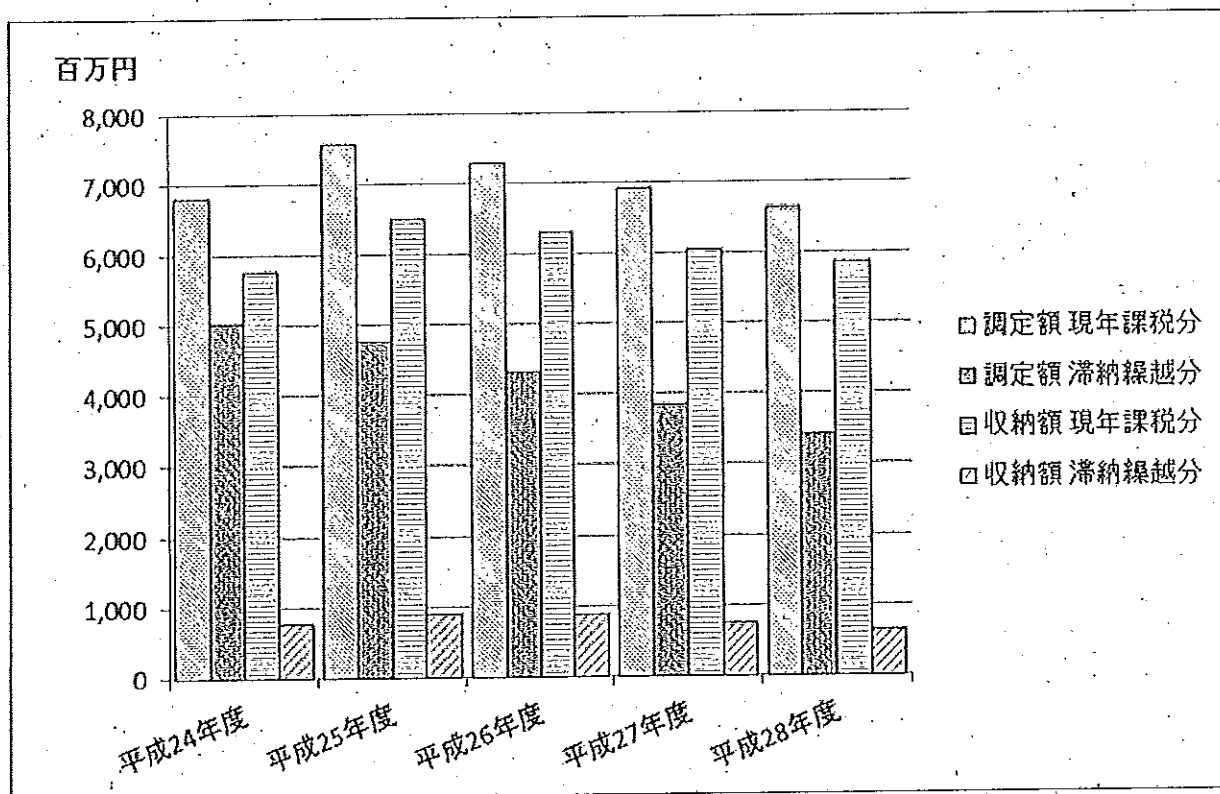


(6) 国保税の調定額及び収納額

(単位：千円)

年度	調定額			収納額		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
平成24年度	6,824,805	5,028,367	11,853,172	5,771,087	770,801	6,541,888
平成25年度	7,590,678	4,768,308	12,358,986	6,507,320	911,093	7,418,413
平成26年度	7,299,212	4,325,238	11,624,450	6,314,497	882,200	7,196,697
平成27年度	6,925,844	3,853,447	10,779,291	6,042,012	747,945	6,789,957
平成28年度	6,644,276	3,418,409	10,062,685	5,850,143	635,999	6,486,142

【グラフ5：国保税調定額・収納額の推移】

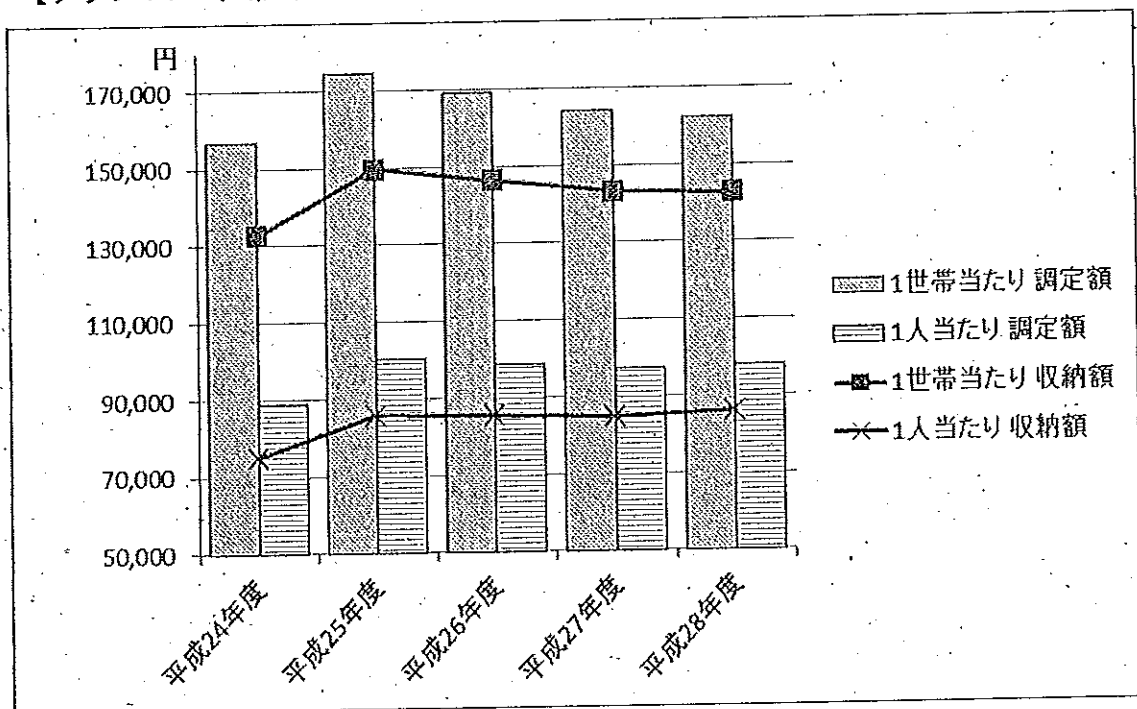


(7) 1世帯及び1人当たりの調定額（現年度）及び収納額（現年度）

年度	1世帯当たり				1人当たり			
	調定額 (円)	前年度 比 (%)	収納額 (円)	前年度 比 (%)	調定額 (円)	前年度 比 (%)	収納額 (円)	前年度 比 (%)
平成24年度	156,917	100.1	132,690	101.8	88,869	101.0	75,148	102.7
平成25年度	174,610	111.3	149,690	112.8	100,215	112.8	85,912	114.3
平成26年度	169,394	97.0	146,580	97.9	98,820	98.6	85,511	99.5
平成27年度	164,329	97.0	143,359	97.8	97,323	98.5	84,903	99.3
平成28年度	162,178	98.7	142,794	99.6	97,828	100.5	86,135	101.5

※ 世帯数及び被保険者数は年間平均を用いて算出している。

【グラフ6：1世帯当たり・1人当たりの調定額・収納額の推移】



## (8) 国保税の賦課状況

年度		課税所得金額 (千円)	賦課限度額を超える額		軽減額	
			世帯	金額 (千円)	世帯	金額 (千円)
平成 24年度	医療分	47,059,015	838	319,365	18,737	642,758
	後期分	47,059,015	1,207	131,667	18,737	206,373
	介護分	22,409,577	651	59,920	9,301	93,780
平成 25年度	医療分	49,127,188	888	377,779	18,584	626,959
	後期分	49,127,188	1,239	151,878	18,584	201,238
	介護分	23,213,649	660	68,778	8,985	90,090
平成 26年度	医療分	48,911,386	924	404,285	20,950	706,320
	後期分	48,911,386	1,239	163,001	20,950	226,564
	介護分	22,858,789	656	74,436	9,943	97,171
平成 27年度	医療分	48,166,870	1,049	574,714	21,673	769,316
	後期分	48,166,870	1,047	188,641	21,673	248,404
	介護分	22,041,652	477	72,476	10,020	102,753
平成 28年度	医療分	45,309,217	937	470,841	21,373	749,206
	後期分	45,309,217	812	142,898	21,373	241,964
	介護分	20,515,199	434	66,254	9,615	98,653

(9) 国保税の税率等の改正の推移

年度/区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療分	所得割(%)	6.26	7.15				
	均等割(円)	21,600	23,000				
	平等割(円)	24,600	26,000				
	限度額(円)	510,000			520,000	540,000	
後期分	所得割(%)	2.06	2.35				
	均等割(円)	6,500	7,000				
	平等割(円)	8,500	9,000				
	限度額(円)	140,000		160,000	170,000	190,000	
介護分	所得割(%)	1.76	2.05				
	均等割(円)	9,000	9,500				
	平等割(円)	5,200	5,500				
	限度額(円)	120,000		140,000	160,000		
改正要点と改正率			・歳入不足に対応 ・改正率： +9.2%	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充	・5・2割軽減の拡充

(10) 特定健診及び特定保健指導の実施状況

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
特定健診	目標値	%	65	28	35	42	50	
	実績	対象者数	人	48,069	48,039	47,517	46,127	44,252
		受診者数	人	10,734	11,322	11,895	11,937	11,940
		受診率	%	22.3	23.6	25.0	25.9	27.0
特定保健指導	目標値	%	45	20	30	40	50	
	支援 機 構 的	対象者数	人	1,152	1,189	1,228	1,163	1,164
		終了者数	人	76	155	199	105	51
	支 援 的	対象者数	人	470	482	402	420	435
		終了者数	人	35	35	26	31	0
	実施率	%	6.8	11.4	13.8	8.6	3.2	

※ 平成28年度の数値は速報値

(11) 平成 28 年度減免措置の状況（東日本大震災によるものを除く）

ア 国民健康保険税

事由	件数(件)	減免額 (円)			
		医療	後期	介護	計
災害等 (火災)	0	0	0	0	0
生活保護該当	96	925,400	299,500	146,500	1,371,400
その他	1	14,700	4,800	0	19,500

イ 一部負担金等

減免実績なし

(12) 平成 28 年度東日本大震災による減免措置の状況

ア 国民健康保険税

事由	減免率	件数(件)	減免額 (円)			
			医療	後期	介護	計
原子力事故	100	19	898,400	290,800	106,700	1,295,900

※ 平成 29 年度国保税の減免の延長について

減免の対象

福島第一原子力発電所事故によるもの

○帰還困難区域等及び上位所得層（600 万円超）を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の納税義務者

…平成 29 年度分の保険税を免除

○旧居住制限区域等の上位所得層の納税義務者

…平成 29 年 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額を減免

イ 一部負担金等

事由	人数(人)	減免額(円)
原子力事故	29	1,884,763

※ 平成 29 年度一部負担金等の免除の延長について

減免の対象

福島第一原子力発電所事故によるもの

○帰還困難区域等及び上位所得層（600 万円超）を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の納税義務者

…平成 30 年 2 月 28 日までの分を免除

## 2 国民健康保険会計の平成28年度決算見込み及び平成29年度当初予算

(単位:円)

款	平成28年度 当初予算額 (A)	歳 入					(B) - (A)	平成29年度 当初予算額
		決算見込額						
		医療分	後期分	介護分	退職分	計 (B)		
1 国民健康保険税	6,915,840,000	4,367,147,188	1,456,154,304	569,802,744	93,038,610	6,486,142,846	△429,697,154	6,636,070,000
2 使用料及び手数料	7,052,000	5,539,538	-	-	-	5,539,538	△1,512,462	6,544,000
3 国庫支出金	6,738,889,000	4,460,126,486	1,505,120,680	647,254,390	-	6,612,501,556	△126,387,444	6,609,819,000
4 療養給付費等交付金	707,897,000	127,848,841	94,248,009	-	430,229,150	652,326,000	△55,371,000	757,823,000
5 前期高齢者交付金	5,400,000,000	5,549,531,952	-	-	-	5,549,531,952	149,531,952	5,550,000,000
6 県支出金	1,631,108,000	1,302,869,203	230,759,000	92,321,000	-	1,625,949,203	△5,158,797	1,647,984,000
7 共同事業交付金	7,289,700,000	6,792,093,524	-	-	-	6,792,093,524	△497,606,476	7,462,468,000
8 繰入金	2,274,201,000	1,265,716,829	465,368,174	207,274,997	-	1,938,360,000	△335,841,000	2,067,301,000
9 繰越金	200,001,000	513,589,680	-	-	-	513,589,680	313,588,680	300,002,000
10 諸収入	177,512,000	163,231,296	-	-	4,084,652	167,315,948	△10,196,052	175,169,000
合 計	31,342,000,000	24,547,694,537	3,751,650,167	1,516,653,131	527,352,412	30,343,350,247	△998,649,753	31,213,200,000



(単位:円)

歳 出								
款	平成29年度 当初予算額 (C)	決算見込額					(D) - (C)	平成29年度 当初予算額
		医療分	後期分	介護分	退職分	計 (D)		
1 総務費	230,026,000	211,789,986	-	-	-	211,789,986	△18,236,014	218,936,000
2 保険給付費	17,555,550,000	16,365,788,042	-	-	412,993,969	16,778,782,011	△776,767,989	17,512,000,000
3 後期高齢者支援金等	4,010,000,000	-	3,751,650,167	-	-	3,751,650,167	△258,349,833	3,900,300,000
4 前期高齢者納付金等	3,300,000	2,721,268	-	-	-	2,721,268	△578,732	3,300,000
5 老人保健拠出金	151,000	112,945	-	-	-	112,945	△38,055	151,000
6 介護納付金	1,680,300,000	-	-	1,516,653,131	-	1,516,653,131	△163,646,869	1,611,600,000
7 共同事業拠出金	7,417,510,000	7,080,949,604	-	-	-	7,080,949,604	△356,560,396	7,537,710,000
8 保健事業費	203,760,000	157,021,175	-	-	-	157,021,175	△46,738,825	198,000,000
9 基金積立金	1,000	-	-	-	-	-	△1,000	1,000
10 諸支出金	41,402,000	181,438,409	-	-	-	181,438,409	140,036,409	31,202,000
11 前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	-	-	-
12 予備費	200,000,000	-	-	-	-	-	△200,000,000	200,000,000
合 計	31,342,000,000	23,979,821,429	3,751,650,167	1,516,653,131	412,993,969	29,661,118,696	△1,680,881,304	31,213,200,000
						歳入歳出差引額	682,231,551	

[参考資料] 県内市の国民健康保険の状況

参考資料① 県内市国民健康保険診療費状況

保険者名	1人当たりの診療費								伸び率		
	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		H25/H24	H26/H25	H27/H26
	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	%	%	%
水戸市	213,194	17	217,127	16	219,639	18	219,021	26	101.8	101.2	99.7
日立市	235,712	4	239,120	3	238,368	5	248,260	5	101.4	99.7	104.1
土浦市	216,337	13	222,289	13	228,272	12	234,285	11	102.8	102.7	102.6
古河市	201,023	25	209,047	25	214,009	23	228,472	17	104.0	102.4	106.8
石岡市	207,813	20	209,301	24	218,037	22	220,517	24	100.7	104.2	101.1
結城市	194,591	28	200,021	28	205,626	30	201,990	31	102.8	102.8	98.2
龍ヶ崎市	199,149	26	213,451	19	220,695	17	224,843	20	107.2	103.4	101.9
下妻市	204,894	23	201,487	27	211,292	25	220,769	23	98.3	104.9	104.5
常総市	216,959	11	215,326	18	219,491	19	220,430	25	99.2	101.9	100.4
常陸太田市	244,314	3	237,010	4	245,615	3	264,144	1	97.0	103.6	107.5
高萩市	250,284	2	254,670	2	258,885	2	260,084	3	101.8	101.7	100.5
北茨城市	254,011	1	272,478	1	263,765	1	263,083	2	107.3	96.8	99.7
取手市	226,940	6	226,803	8	238,221	6	236,681	10	99.9	105.0	99.4
那珂市	214,982	15	217,911	15	234,181	9	242,937	7	101.4	107.5	103.7
常陸大宮市	228,283	5	230,656	5	232,324	10	231,653	14	101.0	100.7	99.7
鹿嶋市	215,168	14	212,971	21	221,257	16	230,240	15	99.0	103.9	104.1
神栖市	190,027	30	192,155	31	201,589	31	210,021	28	101.1	104.9	104.2
潮来市	223,416	8	217,119	17	221,399	15	228,479	16	97.2	102.0	103.2
牛久市	217,205	10	226,152	10	227,372	13	244,659	6	104.1	100.5	107.6
守谷市	197,317	27	197,308	29	208,298	29	204,947	30	100.0	105.6	98.4
つくば市	201,758	24	226,472	9	210,772	26	222,636	21	112.2	93.1	105.6
ひたちなか市	212,402	18	223,863	11	223,412	14	233,765	13	105.4	99.8	104.6
稲敷市	225,903	7	228,873	6	239,755	4	258,977	4	101.3	104.8	108.0
坂東市	186,982	32	196,731	30	209,515	28	218,638	27	105.2	106.5	104.4
筑西市	216,777	12	219,576	14	231,988	11	233,792	12	101.3	105.7	100.8
かすみがうら市	214,567	16	223,320	12	237,954	7	239,116	8	104.1	106.6	100.5
行方市	193,875	29	209,438	23	212,048	24	207,093	29	108.0	101.2	97.7
桜川市	206,141	22	210,394	22	219,145	20	238,356	9	102.1	104.2	108.8
銚田市	188,776	31	189,245	32	195,539	32	197,301	32	100.2	103.3	100.9
つくばみらい市	218,301	9	226,973	7	237,041	8	225,696	18	104.0	104.4	95.2
笠間市	208,445	19	207,462	26	218,457	21	225,022	19	99.5	105.3	103.0
小美玉市	206,970	21	213,375	20	210,687	27	222,000	22	103.1	98.7	105.4
32市単純平均	213,516		218,379		224,208		229,935		102.3	102.7	102.6

参考資料② 県内市一般会計法定外繰入金の状況

保険者	1人当たりの一般会計法定外繰入金					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	円	円	円	円	円	順位
水戸市	11,393	11,406	14,899	14,553	8,919	15
日立市	13,858	1,318	1,281	1,308	1,316	29
土浦市	12,997	10,498	16,098	14,442	14,926	10
古河市	17,945	16,759	16,137	13,019	26,873	3
石岡市	1,612	1,622	6,907	4,548	4,746	21
結城市	3,467	3,425	931	7,257	6,997	17
龍ヶ崎市	3,651	7,154	8,785	4,855	5,510	20
下妻市	2,660	4,302	4,529	6,833	6,464	18
常総市	23,823	21,306	12,550	694	2,299	26
常陸太田市	824	13,242	13,659	7,472	15,803	8
高萩市	10,056	2,030	16,743	2,887	3,040	25
北茨城市	18,304	13,475	7,956	6,553	4,452	22
取手市	1,666	417	367	552	559	31
那珂市	6,436	6,293	6,331	6,564	3,418	24
常陸大宮市	28,035	27,164	21,609	18,430	25,891	4
鹿嶋市	10,683	8,667	7,087	6,409	1,022	30
神栖市	12,473	13,561	11,948	4	4,101	23
潮来市	176	179	47,836	22,429	27,032	2
牛久市	13,326	11,286	10,271	10,785	13,851	11
守谷市	6,995	11,665	9,558	33	49	32
つくば市	13,295	15,024	12,539	8,399	13,205	12
ひたちなか市	8,839	15,845	14,237	13,165	10,991	14
稲敷市	26,691	22,223	22,576	11,631	27,587	1
坂東市	8,899	9,930	20,701	22,934	2,146	27
筑西市	12,706	15,535	8,665	9,148	18,448	5
かすみがうら市	14,040	14,971	16,795	22,417	16,062	7
行方市	13,916	19,655	26,259	14,192	11,895	13
桜川市	17,822	12,276	15,152	14,817	17,609	6
鉾田市	3,738	12,216	4,152	17,412	7,337	16
つくばみらい市	5,072	5,318	0	3,089	5,522	19
笠間市	124	3,210	3,303	3,464	1,394	28
小美玉市	8,555	11,974	9,804	10,600	15,771	9
32市単純平均	10,440	10,748	12,177	9,403	10,164	

参考資料③ 県内市国民健康保険収納率一覧(現年度分)

保険者名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位
水戸市	84.25%	31	85.54%	31	86.33%	31	87.03%	30
日立市	93.75%	1	93.23%	2	92.74%	7	93.23%	7
土浦市	84.66%	30	86.07%	30	86.74%	29	86.78%	31
古河市	88.66%	19	89.77%	17	90.07%	21	90.90%	20
石岡市	89.28%	17	89.47%	22	90.13%	20	90.99%	17
結城市	90.70%	10	91.33%	11	92.93%	4	93.33%	5
龍ヶ崎市	88.53%	20	89.51%	21	91.93%	12	93.22%	8
下妻市	91.45%	8	92.05%	7	92.57%	9	92.60%	10
常総市	89.58%	15	90.58%	15	89.55%	23	89.42%	25
常陸太田市	93.01%	2	93.94%	1	94.50%	1	95.27%	1
高萩市	92.52%	4	92.73%	4	92.86%	5	92.41%	11
北茨城市	87.94%	25	88.64%	24	89.17%	25	88.77%	28
取手市	90.37%	12	90.93%	13	91.48%	13	91.69%	16
那珂市	88.25%	23	89.06%	23	90.03%	22	91.82%	15
常陸大宮市	90.57%	11	91.78%	10	92.30%	11	92.32%	12
鹿嶋市	87.00%	27	87.72%	27	88.75%	26	89.68%	24
神栖市	81.08%	32	81.49%	32	83.31%	32	84.82%	32
潮来市	91.66%	6	92.58%	5	93.53%	3	93.79%	4
牛久市	91.53%	7	91.99%	8	92.57%	9	93.27%	6
守谷市	91.99%	5	92.25%	6	92.58%	8	92.70%	9
つくば市	89.15%	18	89.57%	20	90.14%	19	90.67%	22
ひたちなか市	88.35%	21	89.59%	19	90.65%	16	90.95%	18
稲敷市	87.69%	26	88.43%	25	89.32%	24	90.04%	23
坂東市	89.31%	16	90.19%	16	90.36%	18	90.74%	21
筑西市	88.08%	24	87.92%	26	88.32%	27	89.02%	27
かすみがうら市	88.27%	22	89.77%	17	90.42%	17	90.91%	19
行方市	91.25%	9	91.98%	9	92.80%	6	93.92%	3
桜川市	89.84%	13	91.22%	12	91.34%	14	91.86%	14
銚田市	89.66%	14	90.82%	14	90.81%	15	91.94%	13
つくばみらい市	92.73%	3	93.23%	2	93.72%	2	94.33%	2
笠間市	86.02%	29	87.62%	28	88.06%	28	89.22%	26
小美玉市	86.11%	28	86.21%	29	86.74%	29	88.27%	29
32市単純平均	89.16%		89.91%		90.52%		91.12%	

### 3 平成 28 年度国保会計収支改善の取組状況

#### (1) 医療費の適正化について

##### ① ジェネリック医薬品の希望シール配布・差額通知

- ・ 被保険者証送付時に、希望シール（保険証の臓器提供意思表示欄保護シールとの兼用）を配布した。
- ・ 国保連合会のシステムにより、被保険者あてに、ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の差額を記載した通知を各市町村において作成することが可能となったので、平成 25 年度から、同通知を行っている。（平成 28 年度発送数 1,954 通）

##### 【ジェネリック医薬品使用割合推移】

	代替可能 先発医薬品数 ①	後発医薬品数 ②	合計 ③ (①+②)	割合 (%) ②/③
平成 26 年 3 月	2,206,837.1	1,994,680.7	4,201,517.8	47.5
平成 27 年 3 月	1,992,890.9	2,456,686.5	4,449,577.4	55.2
平成 28 年 3 月	1,823,834.0	2,669,180.2	4,493,014.2	59.4
平成 29 年 3 月	1,431,723.9	2,667,345.3	4,099,069.2	65.1

##### ② 医療費通知

- ・ 2 か月に一度、年 6 回通知を行った。（平成 28 年度発送数 181,640 通）

##### ③ レセプト点検

- ・ 内容点検（過誤調整）

平成 25 年度から、医療費分については国民健康保険連合会へ事務委託するとともに、新たに柔道整復等施術分について市嘱託職員 1 名による点検業務を開始している。

##### 【効果額実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
内容点検による効果総額	21,024 千円	24,594 千円	19,955 千円
被保険者 1 人当たり	285 円	344 円	294 円

※平成 28 年度は、見込値

##### ④ 特定健診等の受診率向上

- ・ 保険証送付時に特定健診チラシを同封し特定健診の周知を図った（9 月、3 月）。
- ・ 市広報紙に特集記事を掲載し周知を図った。また、ツイッターの活用や、市ホームページを頻繁に更新することで情報に触れる機会を多くした。来庁者に健診の意識づけをするため、市民課モニターで受診を呼びかけ、窓口カウンターに特定健診案内板を設置するなどした。
- ・ ハガキ、電話による受診勧奨を実施。
- ・ 事業者健診受診者の勤務先に結果提供の働きかけを行った。

- ・治療中の対象者への受診勧奨について特定健診実施医療機関に依頼を行った。市内薬局にもポスター掲示等について協力を依頼した。
- ・(新)農業従事者健診を特定健診に組み入れられるようにした。
- ・(新)医療機関が持つ診療情報から、特定健診に係る検査項目を情報提供してもらい、受診率に算入できるようにした。

⑤ 多重・頻回受診者の訪問指導

- ・保健センター保健師による訪問指導を実施した。一部は国保年金課保健師が対応。  
【対象者】 1か月当たり国保レセプトが4枚以上で同診療科目2か所以上の者  
1か月当たり受診回数が15回以上の者  
【平成28年度実績】 24件を抽出し実施

(2) 国保税収納率の向上について

① 平成29年度課税分の収納対策の強化及び滞納繰越への移行の抑制

- ・現年度強化月間を設け、文書による一斉催告を実施する。
- ・換価の容易な預貯金、生命保険、給与等の債権を中心に財産調査を実施し、早期整理を図る。財産調査の結果、差し押さえるべき財産がない場合には、速やかに執行停止を行う。
- ・滞納額10万円以下の小口案件等について囑託職員の活用を図り、本来滞納処分を必要とする事案に職員が専念できる環境を作り早期解決を図る。
- ・あらゆる機会を捉え納期内納付、口座振替の促進を図る。

② 滞納繰越分の早期着手及び早期整理

- ・滞納繰越分は、10月までの間に集中的に処理を進める。  
財産調査等を徹底し、速やかに滞納処分を執行する。
- ・換価の容易な預貯金、生命保険、給与等の債権を中心に財産調査を実施し、早期整理を図る。また、不動産差押案件の整理に取り組む。
- ・財産調査や搜索等の結果、差し押さえるべき財産がない場合には、速やかに執行停止を行う。

③ 長期・高額滞納者に対する整理方針の明確化及び滞納整理の強化

- ・滞納額200万円以上の高額滞納事案に対し検討会を行い、滞納状況に応じた効果的な施策を検討し、整理していく。
- ・滞納額50万円～200万円の事案についても進行管理を徹底し、早期解消に向けて取り組む。
- ・不動産差押している案件に対し、各種調査を実施し、公売による換価を進め事案解決を図る。

④ 課税課との連携の強化

- ・死亡者課税における相続人への賦課替告知、共有不動産における共有者告知に関し、関係調査を実施のうえ資産税課に依頼する。
- ・国保税における不在者課税等の縮減・解消に向け、国保年金課と連携を図る。

⑤ 口座振替の推進

- ・ 口座振替案内のパンフレットの配布  
各出張所，市民センター，市内各金融機関の窓口を設置  
納税通知書に同封（固定資産税・軽自動車税・市民税・国民健康保険税）  
市県民税申告会場での申告者への配布
- ・ 収税課から発送する封筒への口座振替案内文の掲載

⑥ 広報活動

- ・ 広報みと，市ツイッター，三の丸庁舎モニターによる納期限及び口座振替の周知
- ・ 庁内放送による納期限の周知（本庁舎・三の丸庁舎）
- ・ 納期限一覧表の配布  
各出張所，市民センター，市内各金融機関の窓口を設置

⑦ 短期被保険者証及び限度額適用認定証の交付に併せた取組

- ・ 原則，過去3か年で滞納期別数が5期以上の被保険者へ短期被保険者証（有効期間6か月）を交付する。
- ・ 被保険者が高額医療を受ける際，医療機関に提示する限度額適用認定証の発行時に，滞納者について納税相談後に交付する。

## 報告第2号 国保制度改革について

### 1 国民健康保険制度を取り巻く状況

資料1

(1) 市町村国保が抱える構造的な課題

(2) 医療保険制度改革の背景と方向性

### 2 改革の経過

資料2

(1) 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」  
(平成25年12月)

(2) 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」  
(平成27年5月)

### 3 改革の概要

資料3

資料4

(1) 国保に関する主な改正内容

① 「公費拡充」

② 「運営の在り方の見直し（財政運営の都道府県単位化）」

### 4 新たな財政運営の仕組み

資料5

資料6

資料7

資料8

(1) 国、都道府県、市町村の役割分担

(2) 国保財政運営の都道府県単位化

① 国保事業費納付金

② 標準保険料率

### 5 今後のスケジュール等

資料9

(1) 国保税率の改定

① 国の算定係数の確定、県の確定標準保険税率の通知・公表

② 平成30年度施行に向けた、国民健康保険税率改正等の条例改正に係る手続き等



報告第3号 水戸市国民健康保険データヘルス計画及び  
水戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画について

1 水戸市国民健康保険データヘルス計画策定基本方針

(1) 計画策定の趣旨

近年、特定健康診査の実施やレセプト等の電子化、国保データベース（KDB）システム等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康課題の分析や保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいる。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用して保健事業を実施していくこととなった。

本市においては、このような背景を踏まえ、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため「水戸市国民健康保険データヘルス計画」を策定する。

(2) 計画の位置付け

「水戸市国民健康保険データヘルス計画」は、保健事業を総合的に企画し、より効果的かつ効率的に実施することができるよう、「水戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」と一体的に策定するものとする。

また、「健康日本21（第2次）」に示された基本方針を踏まえるとともに、「水戸市増進計画・食育推進計画（第2次）」等との整合性を図りながら策定する。

(3) 計画策定の基本的姿勢

データ分析に基づく効果的かつ効率的な保健事業の実施により、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上と生活習慣病の発症予防及び重症化予防等を推進し、健康寿命の延伸と将来的な医療費の適正化を図るため、次に掲げる事項について計画を策定する。

ア 計画策定の基礎となる情報の把握

レセプトデータによる医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾患を明確にする'とともに、国民健康保険や介護保険の状況、特定健康診査等の実施状況等を分析し、課題を抽出する。

イ 分析結果による健康課題に基づいた事業の実施

分析結果による健康課題に基づき、費用対効果に応じた保健事業の展開やポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を推進し、PDCAサイクルを意識した継続的な事業を実施する。

ウ 事業の評価と事業内容の見直し

事業の評価に当たっては、健康・医療情報を活用して、費用対効果の観点も考慮しつつ行い、事業の見直しに当たっては、効果の測定及び評価を行った上で、必要に応じて事業内容等の見直しを行う。

(4) 計画期間

計画期間は、国の定める指針に基づき、平成30年度から平成35年度の6年間とする。

(5) 計画策定の体制等

ア 市民参加

水戸市国民健康保険運営協議会

被保険者代表、保険医、保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等保険者代表で構成の水戸市国民健康保険運営協議会を開催し、計画内容について審議する。

イ 庁内組織

① 部内関係部課長会議

計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行う。

② 実務担当者会議

関係する業務内容を整理し、計画（素案）及び計画（案）づくりに必要な業務を行う。

ウ 庁外組織

茨城県国民健康保険団体連合会（支援評価委員会）

地域の関係機関等の有識者、県職員等で構成された支援評価委員会に、計画策定の支援等を受ける。

## 2 水戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画策定基本方針

### (1) 計画策定の趣旨

健康と長寿の確保と将来的な医療費の適正化を図るため、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」に基づき、平成25年3月に「水戸市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健康診査等の取組を進めてきた。

「水戸市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」の計画期間が平成29年度をもって終了することから、「水戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」を策定する。

### (2) 計画の位置付け

「水戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」は、「健康日本21（第2次）」に示された基本方針を踏まえるとともに、「水戸市増進計画・食育推進計画（第2次）」、「水戸市国民健康保険データヘルス計画」等との整合性を図りながら策定する。

### (3) 計画策定の基本的姿勢

特定健康診査等の具体的な実施方法については、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、国の示す目標値の達成に向けて実施率の向上に資する取組を行う。

国の指針の改正等を踏まえ、情報収集を行いながら施策を講じる。

### (4) 計画期間

計画期間は、国の定める指針に基づき、平成30年度から平成35年度の6年間とする。

### (5) 計画策定の体制等

#### ア 市民参加

水戸市国民健康保険運営協議会

被保険者代表、保険医、保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等保険者代表で構成の水戸市国民健康保険運営協議会において、計画内容について審議する。

#### イ 庁内組織

##### ① 部内関係部課長会議

計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行う。

##### ② 実務担当者会議

関係する業務内容を整理し、計画（素案）及び計画（案）づくりに必要な業務を行う。

#### ウ 庁外組織

茨城県国民健康保険団体連合会（支援評価委員会）

地域の関係機関等の有識者、県職員等で構成された支援評価委員会に、計画策定の支援等を受ける。

